

建物や建物の一部で店舗や飲食営業等を開始される時は、使用を開始する7日前までに、防火対象物使用開始届出書を消防長又は消防署長に届け出る必要があります（火災予防条例第68条関係）。

また、消防用設備等の新設・移設・増設を行う場合は、必要に応じて「着工」の届出と「完了検査」を受ける義務がありますのでご注意ください。

新テナント入居により、用途変更が生じて「消防用設備等」が必要となり消防法令違反となるケースや入居者とオーナーとの間でトラブル等を生じているケースが見受けられますので、店舗や飲食店営業をご検討の際は次の「チェック表」を参考にして、事前に予防課までご相談ください。

なお、三原市消防本部（署）において、消防法に基づき定期的に立入検査を実施していますので、あわせてご協力くださいますようお願いいたします。

【チェック表】※例示ですので類似する場合はご相談ください。

- 事務所から店舗や飲食店に改装する場合
- 一般住宅を改装して飲食店等にする場合
- 店舗や飲食店営業をしており、間仕切りや内装等を変更する場合
- 所有者や占有者等が変更になる場合



【お問い合わせ】

三原市消防本部

予防課 建築指導係

（直）(0848)64-5927

裏面あり

食品衛生協会のみなさまへ

飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、レジカウンター等への飛沫防止用のシート（以下「シート」という。）の設置が増えています。

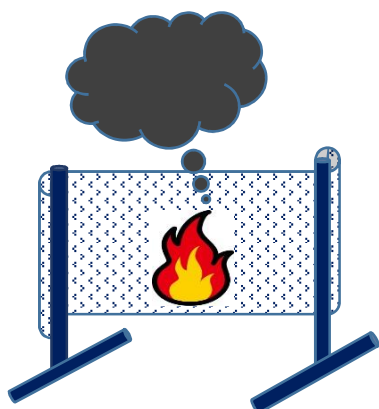
先日、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに着火する火災が発生しました。

シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、下記の点を参考に、火災予防上の事項について注意しましょう。

記

- 1 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものから距離をとること
- 2 スプリンクラー設備の散水障害が生じない位置に設置するとともに、自動火災報知設備の感知器の未警戒部分が生じないようにすること
- 3 避難の支障とならないよう設置すること
- 4 必要に応じて難燃性又は不燃性のものの使用を検討すること

また、レジ回り(来客者の手の届く範囲)に、ライターを陳列しないことや「試し点火」は、シートがない場所で行うことなど、火災を発生させない予防対策も必要です。
よろしくをお願いします。



【お問合せ】

三原市消防本部 予防課
直通(0848)64-5927

裏面あり